

# 会 議 録

## 1 会議名

平成 23 年度 第 2 回岱明地域協議会

## 2 開催日時

平成 23 年 11 月 1 日（火） 午後 1 時 30 分から

## 3 開催場所

岱明総合支所 3 階 大会議室

## 4 出席者

委 員：平野光雄、前田弘幸、田上一、吉村美智子、倉野尾誠至、井敦宏、積勝昭、  
小山玲子、糸永歌代子

事務局：原口総合支所長、神谷総務振興課長、福田市民福祉課長、池本総務振興課  
主幹兼係長、林田総務振興課主任

主管課：高寄市長、田中企画経営部長、西川管財課長、松本管財課長補佐、津川管  
財係長、伊子企画経営課長、平田企画経営係長、森川企画経営主任

欠席者

委 員：灰本明子、木村勝、森川益美、樫原宏海、正木富子、松井絹代

## 5 会議内容

- (1) 玉名市民会館の整備について（報告）
- (2) 玉名市行政組織等の見直しについて（諮問）

## 6 議事の概略・協議結果

- (1) 玉名市民会館の整備について・・・玉名市民会館の整備について説明後、質疑応答
- (2) 玉名市行政組織等の見直しについて・・・玉名市行政組織等の見直しについて説明後、質疑応答

## 7 会議資料

- (1) 会議次第
- (2) 玉名市民会館整備基本計画書
- (3) 玉名市行政組織等の見直しについて（諮問）

## 8 傍聴人の数

1 人

## 9 非公開の理由

—

## 10 会議録の種類

### 要点記録

## 11 発言の内容

(会長)

それでは玉名市民会館の整備について、報告をお願いします。

(市長)

【玉名市民会館の整備について報告】

(会長)

何か疑問点や尋ねておきたいと思うようなことがありますか。

(委員)

今日の地域協議会の為に資料を郵送していただいたのでこれを読んでいましたが、4、5日前の熊日新聞に玉名市民会館は白紙にという記事が載っていて、なんだこりゃと思いました。それで聞きたいのが、新庁舎と市民会館の同時建設は最初から資金的に無理があったということですか。

(管財課)

まず資料として郵送されています基本計画書の概要を説明した後に質問を受けようと思ったのですが、市民会館の建設が白紙というタイトルで新聞に載りました。しかし、これは白紙になったということではありません。新聞の書き方が腑に落ちないところがありました。今回合併特例債の適用期限が平成27年から平成32年まで延びるだろうということで、27年までに建設では非常に厳しいスケジュールでした。期限が延びればもう少しスケジュールに余裕をもたせて、平成32年までに建設するという事です。ですからそれは30年かもしれないし29年かもしれないというわけです。もう一つは、先程市長の方からもありましたが建設場所の事です。当初の計画では、新庁舎南側に建てますということでした。新庁舎と同じスケジュールで市民会館を建てるならば建つのですが、市民会館の建設を延長すると新庁舎が早く建って市民会館が後になるわけです。これは事業認定や開発行為といった事務手続き上の問題になるのですが、同時期に同敷地内に建設するという事であれば問題ないのです。しかし、建設時期がずれることにより、その場所に建てる事が不可能になったということです。一緒にやっついていかないと新庁舎建設予定地の南側に建てられないのです。ですから、期限を延長したことによって建てる場所ももう一回考えましようということになったわけです。ですから白紙ではなく市民会館の機能や規模等は建設検討委員会の中で検討された内容で、期限と場所についてはもう一回検討させてくださいということです。ですから、熊日新聞の見出しだけ見るとそういうふうにとられるような記事でしたが、内容がちょっと違っているような感じがしました。

(委員)

白紙というのはおいといて、やっぱり唐突という感じがします。それで、あえて言えば新庁舎のドタバタ劇は、私は市長の行動に一定の理解をしましたので新庁舎が二転三転し

たのは納得できますが、この玉名市民会館は市長の計画があつて、建設検討委員会で建議書まで出て、ここでまた延長というのはちょっと不安に思っています。今の民主党政権は何でもありです。だからといって自民党政権がいいということでもないと思っています。2年後に総選挙がありますが、そこで自民党政権になった時にこの合併特例債延長がひっくりかえるということがないと言い切れますか。

(市長)

今一番大事なことは、延長が確定したわけではありませんが、法案を今国会に提出し成立すれば、あくまでも法律ですので政権がどこになろうと変わりません。国会に提出してそれが通れば間違いなく5年間延長になるということになります。政権うんぬんという話では全くないということで理解していただきたいと思います。

(委員)

市長は断言できますか。子供手当でなんかもあんなになったじゃないですか。民主党政権の中でもあんな風になるのです。もし自民党政権になったら5年間延長しておいて、合併特例債がなくなったからできませんということはありませんか。

(市長)

結局、今回の子供手当については、法律を通すことができなかつたことが結果的に履行できなかったということです。今国会で合併特例債の延期という部分も、東北の被災地の延期は通っています。普通のところの15年というのが今回国会に出されますので、これが通れば法律として適用されます。通ればです、通れば100%保証していいということです。

(委員)

市長は地域住民の声を大事に聞くというポリシーですからもうちょっと話をさせてください。まだ5年間延長が決定してない時期に、市民会館延長というのは見切り発車ではないでしょうか。

(市長)

そう言われるとそうですが、新聞はどこからそういった話が出たということは言えないだろうけれども、最終的にはそういう担当のところから出ているということを確認したということです。他の新聞社も全部そういう確認をとりながら、そしてまた県の市長会からも総務省で審議をして今国会に出しますというところまでは確認を得ているということです、100%私が保証するということではありませんが今国会に出てくるのは間違いのないところまでできています。被災地の5年間延長やいろいろな状況を総合した中で、間違いのないという確信を得て今回延期したという状況ですのでご理解いただきたいと思いません。

(委員)

今度の延長ということに関して、市に例えば土地の問題等の損害は生じませんか。

(企画経営課)

金額面での損害はありません。それと政権が変わったらというお話ですが、前回8月に

被災地関係県については 5 年延長という法案が通っています。その時に、衆参の委員会で関係ない他の所も同様な措置をとってほしいという附帯決議もついています。しかし、期間が伸びたからといって、合併市町村の上限枠が増えるということはありませんのでその辺の心配はありません。

(委員)

5 年間延長して今の市民会館を修理をしながら対応していきたいということですが、修理代というのも内容次第ではかなりかかるような気がします。

(市長)

そこら辺も見ながら、修理に相当な費用がかかるようであれば早めに建てることを考えていかなければならないということですので、今回は 27 年から 32 年までに延ばしているけれども、全部延ばそうということではなく、早く建てなければならぬときは早めに建てるということです。時期については今のところ決定していません。今日の新聞を見ますと、32 年に建てると書いてあったみたいですが、修理が相当かかるということであれば、そういうものに合わせて 28 年度から 32 年度までのどこかで建てるということで理解しておいてください。

(委員)

5 年間延長した一番大きな要因は何なのですか。

(管財課)

27 年までに建て替えなければならぬというのは合併特例債の期限があったからです。建てるのに 2 年間、設計にどれだけというふうに逆算すると、どうしても今の期限というのがリミットだったのです。本来は、基本設計と実施設計に 2 年くらいかかります。ですから、執行部ももう少し時間的な余裕があったらなというのは最初からありました。先程市長からありましたように、新聞発表は基本計画書を決定した後の発表だったので、混乱したような格好になりましたが、これは延びてよかったと執行部も思っています。そういうことで、27 年までの期限がなくなったということで延ばしたという経緯です。

(会長)

新聞紙上で、建設検討委員会の一人の方が、自分たちは今まで何をしていたのだろう、腑に落ちないというような事を言っていたとありました。

(管財課)

熊日新聞の 10 月 29 日の記事に、市民会館白紙にという大きな見出しで載っております。これを見ると、全部白紙になったと誤解されて、本当に市民の方は驚かれたことと思います。この中に、検討委員の方が自分たちの議論はいったい何だったのかという思いというのが書いてありますが、どなたがおっしゃったのかはわかりません。ただ 8 人のメンバーの方とは何回も打ち合わせをしてきましたが、この特例債の延長により建設時期が延びたということは、ほとんどの検討委員さんは理解してもらっていると思います。しかし、建設場所が白紙に戻ったということはまだ理解されていないのかなと思います。先程申しま

したように、新庁舎建設と絡んでいきますので、手続き関係が非常に複雑なのです。建設場所についてはもう少し検討させてくださいということで説明していかねばと思います。

(会長)

新聞を見ただけではそういう解釈の仕方をします。市の執行部と意思疎通ができてないのかなと感じました。

(管財課)

西日本新聞や読売も載っていましたが、書き方が全然違います。西日本新聞は、我々が説明した内容を忠実に市民の人に伝わるように書いてありました。新聞によって書き方が違うものだなと私も驚かされました。

(会長)

他に何かありますか。この件についてはよろしいですか。

【一同はいの声】

(会長)

次に、玉名市行政組織等の見直しについてということで諮問を受けました。このことについて、説明をお願いします。

(企画経営課)

諮問内容は3点です。

【合併協議事項（新庁舎完成後、総合支所は支所に移行すること。）の見直しについて資料に沿って説明】

(会長)

今説明があったように、総合支所を支所にするというおおまかなスケジュールが報告されましたが、これについて何かありますか。私からいいですか。新聞の内容によると、新庁舎の完成前に、退職者と新規採用者のバランスがとれなくて、本庁のほうがうまくいかなかったから、24年度10月から実施したいということですが、このへんはどうなのですか。新庁舎完成後に本庁に機能を集約するとしていたわけですが、これがちがってきて、退職者の1/3の新規採用で職員数が減ってきたと書いてあります。総合支所を十分活用できなくなっているのです市は前倒して実施すると新聞に載っています。

(企画経営課)

この退職者の1/3の新規採用で職員が減り、総合支所業務が十分にできなくなっているということで、市は集約を新庁舎完成前に前倒ししたいという件ですが、1/3採用を進めていますので、当然職員数は相当減っています。機能や行政サービスの提供をそのままできるようにするために、組織機構の改革なり今やっている事務事業については民間委託をしたり、それから民営化をしたりとアウトソーシングを進めながら、できるだけコンパクトにまとめようとしています。ただそれでも厳しい状況にあるということで、支所移行を進めたいと思っています。当初は25年度に新庁舎が完成し、供用開始後に本庁に集約するという計画でしたが、建設が3年延びているということで、その集約をするためにどうしても

支所の人間を本庁に充て、専門的な業務や高度な技術を必要とするような業務を本庁で一括処理をしたい、そのために本庁に人間を集約したいということを説明しているのですが新聞紙上ではこんなみょうな表現になっているということです。

(会長)

退職者が相当増えてきたということを記者が書いていましたが、それも同じ記者ですね。わかりました。そのほか何かありますか。

(委員)

職員を減らすということは、減っていく所の基準というのがあるのですか。例えば保険関係であれば、アウトソーシングに向かう、職員はここにいないだろうということではさっぱりと減らすとか、そののところがもうちょっと詳しく説明していただけないでしょうか。

(企画経営課)

さきほど課長から人員計画について話がありました。皆さんご承知の通り、合併時 698 名の職員数が、現在 562 名で 140 名近く減っています。この数字は横島、岱明、天水分の職員が全部なくなったという人員減です。支所については合併時から毎年のように人間を減らし、22 年度で今の体制になっています。本庁はどうかというと、同じようにやっています。そこで今言われたように、アウトソーシング、民間委託制度ということもやっています。それから保育園の民営化も進めています。こちらのほうは今のところ保護者からあまり非難的なことは聞かないということを聞いています。また、本庁の窓口の臨時職員での対応といったこともやっています。事務量についても、おのおのがもっている事務量を調査し、その中でなかなか難しいのですが無駄な部分があれば削っていくといったことにも取り組んでいます。それから、その時期というか、例えば新庁舎、市民会館の建設担当の部署は何年かに限られますので、終了後は人員の減ということで対応していきます。実際は 1/3 補充という方針で変わらないということです。それに合わせて人員配置を行っていく中で、支所についても役割を考えていくという状況で今話をしているところです。現在 3 つ総合支所があり、同じ係の人が一人ずついます。行政サービスとして当然住民の方に一番近いところを消すということはできませんが、そんなに迷惑を掛けない部分を本庁一括でやれば、例えば 3 人でやっていたことが 2 人でやっていくようにしていきたいということです。福祉関係は、言われる通りこれから扶助費等は益々大きくなり、現場をみても残業も増えてくると思われます。そのへんをどうやれるかということを考え、集中して改革をやっているところです。本来なら 1/3 採用ということがわかっていたのですから、合併当初からもう少し検討を早めに進めるべきだったかなという反省はもっています。

(会長)

そのほか何か質問ありますか。無いようですので 2 番の支所に移行したときの行政サービス及び行政事務についてに移ります。

(企画経営課)

【支所に移行したときの行政サービス及び行政事務について資料に沿って説明】

(会長)

今の説明に質問等ありますか。

(委員)

総合支所の総務振興課というのはこの 66 項目全部に対応しているのですか。

(企画経営課)

現実としてはやってない部分もあるかと思いますが、それも含めたところで整理をした  
いと思っています。

(委員)

それは、かなりやっているということですね。というのは本庁と総合支所は同一の性質  
を持つ部署が複数存在し業務の重複もあるとおもいますので、やはり一本化すべきだろう  
と私は思います。私たち住民からすると、平成 25 年 4 月から総務振興課と市民福祉課がな  
くなって市民生活課ですか、これを重要視してもらえれば、職員も減ることだし今の体制  
はちょっと無理なところがあるのかなと思うので、私はこの計画に賛成します。

(会長)

一ついいですか。住民からいうと、地域密着型じゃないといけないと思います。中身を  
みると、これは必要なんじゃないかという項目も含まれているのですが、市民が非  
常に困るのではないかというところを削除してあるところが見受けられます。そういうと  
ころの見直しができるのかどうかというところをお聞きしたいのです。総合支所の担当者  
とディスカッションはやられたのですか。

(企画経営課)

総合支所の総務振興課、市民福祉課の業務一つ一つを本庁の担当課とすり合わせをやっ  
ています。最終的にはまだ固まっていない部分もあるのですが、一番大事なことは市民生  
活のサービスの支障にならないように考え、一括処理して合理的になる部分はやろうじゃ  
ないかというようなところで進めています。

今日ここで説明をしていますが、こういった点はこういうふうにしてくれないかという  
ような要望もあるかと思いますが、そういったところも聞きながら意見として答申をして  
もらえればと思います。総合支所と本庁とのすり合わせは今後も進めていきたいと思っ  
ています。

(会長)

わかりました。そのほか何かありますか。ではこれについては再度できるだけすり合わ  
せをして、支障のないようにしていただきたいと思います。それでは 3 番目の地域自治区  
及び地域協議会の設置についてということで説明をお願いします。

(企画経営課)

【地域自治区及び地域協議会の設置について資料に沿って説明】

(会長)

ただいま地域自治区の設置について説明がありました。何か質問ありますか。よろしいですか。

(事務局)

合併時は、総務課、地域振興課、建設課、税務課、農政課、市民課、会計室といった課がありました。そういった体制の中ではかゆいところに手が届く住民サービスができていたと思います。今現在、岱明総合支所という名称ですが、現実的には支所の事務量だと認識しています。先程説明がありましたとおり、財政や企画といった部署は無いが、他の部署が全てであるというのが総合支所という定義でとらえています。市民生活に直結する窓口業務、サービスの低下にならないような方向で、本庁と調整していきます。

(会長)

是非そのようなことで動いていってもらいたいと思います。その他何かありますか。ないようでしたら、事務局から何かありますか。

(事務局)

最後に答申を出さないといけませんので、委員の皆さんに確認をしたいと思います。まず、この諮問の1番目の合併協議事項の見直しについてですが、これは総合支所から支所に移行するというを前倒ししていいということで答申してよろしいですか。

【一同はいの声】

(事務局)

わかりました。

(会長)

よろしいですか。それと、さっきあったように市民のかゆいところに手が届くような行政のありかたをしていってほしいということを入れた方がいいと思います。

(事務局)

はい。わかりました。それでは、2番目の支所に移行したときの行政サービス及び行政事務についてというところで、横棒で消してあった項目がありました。あれは企画経営課からの案ということで資料として配布してありますが、案のとおり横棒で消してある部分は支所の仕事から削除していい、消してないところだけを残すということで答申してよろしいですか。

(会長)

いや、それはさっき言った通り、最後にもう一回すり合わせをするということをつけ加えた方がいいと思います。削除したところをもう一回すり合わせをしてもらって、ちょっと見直しが必要かと思います。

(事務局)

一言入れるということですか。

(会長)

そうです。

(事務局)

わかりました。では3番目の地域自治区及び地域協議会の設置についてというところは、ただし書きをとり、そのまま28年の3月31日まで残すということで答申をしてよろしいですか。

【一同はいの声】

(事務局)

はい、わかりました。この付け加える部分については、事務局で作成し、会長、副会長に確認していただく、会長と副会長に一任ということでよろしいですか。

【一同はいの声】

(会長)

よろしいですか。ではそのようにお願いします。その他なにか、ありますか。ないようですので、これで平成23年度第2回岱明地域協議会を閉会します。どうもありがとうございました。

12 問い合わせ先

玉名市岱明総合支所総務振興課 TEL0968-57-1111 (内線 114、120)